
令和 7 年度予算編成方針

「網走と子どもたちの未来のために」

令和 6 年 11 月
網 走 市

1. はじめに

大型建設事業や様々な課題への取り組みが求められる中、物価上昇も相まって、当市の財政状況は、更に厳しさを増すことが予想される。新年度予算編成にあたっては、社会情勢を踏まえた施策の見直しや、デジタル化による事務の効率化など創意工夫により財源の確保を図り、山積する地域課題の解決に向けた予算とする。

2. 国と地方の経済動向について

内閣府が発表した10月の月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の低迷の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、北海道地域の景況判断（10月）では、前回（7月）の「一部に弱めの動きがみられるが、持ち直している。」から変更はなかった。

4－6月期のGDP速報値では、実質成長率+0.7%、名目成長率+1.8%となり、前期の1－3月期の実質成長率▲0.7%、名目成長率▲0.2%から比較すると家計の最終消費支出や企業設備がともに増加したことにより上方改定されている。

3. 国の予算編成と地方財政について

令和6年7月29日の閣議における「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、「持続的・構造的賃上げの実現」「官民連携による投資の拡大」「少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速」を進めるため、「重要政策推進枠」を措置するとしている。

総務省は、令和7年度の地方財政について、一般財源総額を令和6年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、「概算要求時における地方財政収支の仮試算」では、歳出の一般歳出合計は前年度比2.8%の増、主な要因は社会保障関係費となっている一方、歳入の水準超経費を除く一般財源総額は1.9%の増に留まっており、裁量的な経費の上積みは望めない状況である。

なお、国の新たな地方創生促進に向けた交付金の創設や今後の経済対策の動向に注視する必要がある。

4. 本市の財政状況について

中期財政収支見通し（令和6～10年度）では、令和7年度以降の4年間で約21億円の収支不足が見込まれている。（別紙1）

歳入では、収入の大きな割合を占める地方交付税は人口減少により減少傾向である。

一方、歳出では、高い公債費負担が続く中、公共施設やインフラなどの老朽化対策、デジタル化の推進、脱炭素化社会の実現、持続可能な地域づくりなどの取り組みが必要となっている。

5. 予算編成について

令和7年度予算は、次の5項目を重点施策とし、地域課題の解決と将来を展望した施策を展開する。

一方で、事業効果や必要性の乏しい事務事業については事業の再構築（スクラップアンドビルド）を含めた整理を行うなど、財政規律を念頭に歳出の見直しや国の補助金の活用など財源確保に努めた予算要求とすること。

【 5つの重点施策 】

① 『ひとにやさしく、ひとを育むまち』

- ・ 地域医療の充実
- ・ 教育環境の改善やICT教育の推進
- ・ 子育て環境の充実
- ・ 支え合いの仕組みづくり
- ・ 多文化共生社会の推進

② 『グリーンなまち』

- ・ 脱炭素、再生可能エネルギー、省エネの推進

③ 『活力あふれるまち』

- ・ 一次産品及び製品の競争力強化
- ・ 魅力ある観光地づくり
- ・ 産業を支える人材の確保・育成

④ 『安全・安心なまち』

- ・ 持続可能な公共施設、インフラ、地域公共交通の構築

⑤ 『デジタルを推進するまち』

- ・ 関係人口創出、市民サービス、行政運営、地域社会のデジタル化推進

6. 公共施設等について

公共施設等の改修、更新、廃止、解体の取組みは「網走市公共施設等総合管理計画」に基づき進めるものとする。

予算要求にあたっては、施設等の利用実態、今後の利用予測、周辺エリア施設の利活用、トータルコストなどを十分に分析、検討するとともに総量の縮小を基本とすること。

7. 予算要求の基本的事項

中期財政収支見通しにおいて、多額の収支不足が見込まれる中、十分な財源を配分することが困難となり、部内調整にも限界があることから、これまでの部別配分方式から一件査定方式に変更する。

(1) 査定方式

①一件査定

全事業を対象に、一件査定方式とする。

なお、令和5年度の予算額と決算額の乖離（不用額）が大きな事業及び令和6年度の予算の執行状況について乖離がある事業については、指定をするので適正な予算要求をすること。

※決算乖離事業については別途通知する。

(2) 予算要求基準

①継続事業

継続事業については、令和6年度当初予算における一般財源所要額と同額を上限として要求をすること。

※ただし、物価・人件費の上昇などのやむを得ない場合は除く。

※ふるさと寄附基金活用事業は、要求段階では一般財源とすること。

②新規・拡充事業

新規事業は、施策事業を中心に、総合計画、総合戦略に基づき、地域課題の解決や業務の効率化などに取り組むものとする。

拡充事業は、制度改正に伴うシステム改修、施設の改修、備品の更新、隔年で実施される事業などとする。

5つの重点施策に基づく施策の構築、展開を図るものについては、積極的に予算要求すること。

③事務事業の見直し

総合計画や総合戦略、公共施設等総合管理計画に基づき、事業の内容、効果を今一度検証し、事業の再構築、新たな事業への展開、完了、廃止などを検討すること。

また、補助金等を交付している団体において多額の繰越金の発生や余剰金発生の常態化が見受けられる場合は、対象事業の目的と内容、公益上の必要性を精査し、適切な事務事業の見直しを図ること。

④内部事務管理費

全会計全事業において消耗品費、旅費、備品購入費などの内部事務管理費については、その必要性をゼロから見直すこと。特に旅費については、リモートやウェブの活用を図り、真に必要なものとし、研修については職員課の研修旅費を活用すること。

8. 複数年度予算管理について（5ヵ年見込み額の把握）

中期的視点に立った財政運営を図るため、引き続き、以降5ヵ年の予算見込み額をとりまとめることとし、令和8年度から令和11年度までの要求額を、令和7年度要求額や各種計画に基づき、財務マネジメントシステムに入力するものとする。

建設事業については、基本的に中期財政収支見通しに計上しているが、新たに計上する事業については積算根拠などの資料を提出すること。

9. 個別事項

(1) 歳入に関する事項

①市税

一般財源の根幹をなすものであり、税制の動向、国内経済情勢や地域経済の動向分析等を多角的に行い過大、過小とならないよう的確な見積りに努めること。

過小見積りは、結果として必要以上の歳出削減が生じることに留意すること。

賦課においては課税客体の完全捕捉に努め、徴収にあたっては、厳しい地域経済の状況であるが、収納率の向上に努めること。

②国・道支出金

国の動向を注視し、早期の情報収集に努め、補助事業等の活用に取り組み、特定財源を確保すること。

また、北海道の財政状況も厳しい状況と見込まれることから、道単費の補助金についても同様に注視すること。

③使用料・手数料

市民負担の公平の観点からも収納率の向上に努め、前年度以上の収納率とすること。

また、新たな事項や状況により変更が必要なものについては、コストを的確に算出し、適正な価格を設定すること。

④市債

起債対象経費を精査するとともに、充当率については財政課と事前協議すること。

なお、時限的に交付税措置が設定されている公共施設等適正管理推進事業や緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業といったメニューを積極的に活用すること。

(2) 歳出に関する事項

①建設事業費

中期財政収支見通しに計上された範囲内とし、補助事業については、国への要望額をそのまま要求額としないこと。単独事業については国や道の補助制度が活用できないか確認し、安易に単費での要求としないこと。

なお、施設の更新にあたっては、人口減少や利用実態、類似施設などを考慮し、総量の縮小を図ること。

②施策事業費

政策検討会で議論された課題を踏まえ、5つの「重点施策」と「総合戦略」を念頭に新規事業の所要額を精査し要求すること。また、庁内連携はもとより、関係機関、大学、他市町などとの連携強化を図ること。既存事業については、効率性、効果性、市民ニーズなど多角的な視点での見直しにより徹底した経費縮減を図ること。

③経常行政費、施設管理運営費

内部事務管理費など市民サービスに直結しない経費や施設の維持管理費については、徹底した縮減見直しを図ること。物価上昇による真に必要なランニングコストは適正に見積ること。

④義務費

扶助費は前年度決算及び本年度の決算見込みを十分に分析した上で、所要経費を精査し的確な見積ること。特に制度改正の動向に十分留意すること。

⑤その他事業費

所要経費を精査し、的確な見積りを行うこと。

特別会計（公営事業会計）繰出金及び消防負担金については、経費を区分した上で、それぞれの事業区分に準じた予算要求とすること。

⑥車両の購入について

別紙3「車両購入に係る予算要求基準」に基づき予算要求すること。

新庁舎への移転に伴い一部の公用車の共同利用を実施するため、その状況を踏まえながら車両を削減する予定である。

⑦燃料費及び光熱水費について¹

積算にあつては、燃料費調整単価など物価上昇を踏まえ要求すること。

⑧時限的なインフラ対策等について

時限的に交付税措置が設定されている公共施設等適正管理推進事業（～R8） 脱炭素化推進事業（～R7）、緊急自然災害防止対策事業（～R7）、緊急防災・減災事業（～R7）、緊急浚渫推進事業（～R6）、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に鑑み新設された補助金等の活用に積極的に取り組むこと。

¹ 燃料費については、統一単価（別紙2）により予算要求すること。

⑨デジタル化の推進について

キャッシュレス決済、各種申請手続きや研修・会議などのオンライン化の促進、SNS による的確な情報伝達に努め、消耗品費、旅費、刊行物やポスター等の印刷経費は削減すること。

(3) 特別会計及び事業会計に関する事項

特別会計や事業会計も財政の健全度を示す指標の算定では、連結決算の対象であることを十分に認識し、徹底した歳入確保及び歳出削減を図ること。一般会計と同様に、中期財政収支見通し（５ヵ年）を策定し、予算要求書と同時に提出すること。（様式は任意）

過大な見積りや中期財政収支見通しに計上されていない一般会計からの繰り出しは認めない。また、それぞれの会計においては、次の事項について留意すること。

①国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計について

給付費等の積算にあたっては、制度改正を的確に把握するとともに過大とならないよう精度の向上を図ること。

特に多額の不用額が常に生じている事業は、過大な見積りにより結果的に他の事業の縮減につながることに留意すること。

②市有財産整備会計、網走港整備会計、能取漁港整備会計

土地の売却、有効活用（貸付）に全力を尽くし、あらゆる方策を検討すること。

赤字会計の歳出に関しては、必要最小限とすること。

なお、能取漁港整備会計は、今後５年間の収支の見通しに関する資料を提出すること。（様式は任意）

③水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計

独立採算制の原則に基づき、より一層の経営の健全化を図ること。

また、地方公営企業法の適用により、将来にわたって持続可能な経営を確保し、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ること。

予算編成スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 1 月 2 0 日（水） | 予算編成方針通知 |
| 1 1 月 2 9 日（金） | 新規・拡充等に係る事業名称追加の締切【期限厳守】 |
| 1 2 月 6 日（金） | 予算要求締切【期限厳守】 |
| 1 2 月 2 4 日（火）～2 7 日（金） | 市長・副市長ヒアリング【予定】 |
| 1 月 6 日（月）頃～ | 市長・副市長懸案事項再ヒアリング【予定】 |

網走市中期財政収支見通し(R6～R10)

(単位: 百万円)

	R6年度予算額		R7年度見込額		R8年度見込額		R9年度見込額		R10年度見込額	
		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源
歳入合計(A)	28,342	15,028	25,578	14,642	24,444	14,424	24,939	14,481	23,804	14,550
一般財源小計	13,327	13,327	13,280	13,280	13,212	13,212	13,255	13,255	13,354	13,354
市税	5,010	5,010	5,159	5,159	5,161	5,161	5,163	5,163	5,165	5,165
地方譲与税・交付金等	1,535	1,535	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
地方交付税	6,782	6,782	6,891	6,891	6,821	6,821	6,862	6,862	6,959	6,959
普通交付税(臨財債含む)	5,982	5,982	6,091	6,091	6,021	6,021	6,062	6,062	6,159	6,159
特別交付税	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
その他一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定財源 小計	15,015	1,701	12,298	1,362	11,232	1,212	11,684	1,226	10,450	1,196
国・道支出金	4,048		4,475		4,403		4,419		4,305	
基金繰入金	2,434	1,701	1,461	1,362	1,297	1,212	1,350	1,226	1,279	1,196
市債(臨財債除く)	4,229		2,262		1,504		2,227		1,198	
その他特定財源	4,304		4,100		4,028		3,688		3,668	

歳出合計(B)	28,342	15,028	26,521	15,324	25,553	15,056	26,406	14,980	24,930	14,807
義務的経費	9,717	6,534	9,524	6,497	9,477	6,462	9,379	6,366	9,500	6,491
人件費	2,449	2,154	2,447	2,271	2,567	2,391	2,509	2,333	2,771	2,595
職員給(給料、手当、共済費)	2,311	2,136	2,447	2,271	2,489	2,313	2,504	2,328	2,546	2,370
退職金	138	18	0	0	78	78	5	5	225	225
議員・委員報酬等	142	139	142	140	142	140	142	140	142	140
公債費	3,432	2,874	3,250	2,701	3,184	2,640	3,144	2,602	3,008	2,470
扶助費	3,415	1,094	3,417	1,117	3,387	1,094	3,387	1,094	3,383	1,090
債務負担(国営・建設費償還補助等)	280	273	268	268	197	197	197	197	196	196
政策的経費	8,255	1,732	6,665	2,087	5,769	1,837	6,798	1,923	5,182	1,627
ソフト事業費(施策事業費)	3,225	1,433	3,082	1,626	3,058	1,605	3,048	1,624	2,964	1,393
ハード事業費(建設事業費)	5,030	299	3,583	461	2,711	232	3,750	299	2,218	234
その他の経費	10,370	6,762	10,332	6,740	10,307	6,757	10,229	6,691	10,248	6,689
施設管理運営費	3,143	2,658	3,075	2,541	3,115	2,570	3,084	2,548	3,070	2,531
経常行政費	2,448	1,625	2,503	1,707	2,468	1,715	2,461	1,706	2,463	1,695
その他事業費(繰入金、消防負担金他)	4,779	2,479	4,754	2,492	4,724	2,472	4,684	2,437	4,715	2,463

差引収支(A-B)	0	△682	△632	△499	△257
-----------	---	------	------	------	------

R6～R10における収支不足見込額						△2,070
	R5末	R6末	R7末	R8末	R9末	R10末
基金の残高推移(取崩可能)	5,106	4,010	3,678	3,497	3,302	3,142
基金の残高推移(使途制限を含む)	5,669	4,499	4,115	3,892	3,656	3,455
起債残高の推移	34,530	35,593	35,074	33,591	32,441	30,839

統一単価

1. 旅費

区 分			備 考											
			※函館・東京は2泊3日、それ以外は1泊2日											
用 務 地	札幌	JR	38,280	網→札幌	特急料金 100キロ超	日 当	ホテル代	夕 食	特急料金 100キロ超	札幌→網				
				7,370	3,170	4,800	10,400	2,000	3,170	7,370				
	札幌	航空機 (特割運賃1)	61,800	網→女	女→新千	新千→札幌	日 当	ホテル代	夕 食	札幌→新千	新千→女	女→網		
				1,050	20,100	1,150	4,800	10,400	2,000	1,150	20,100	1,050		
	小樽	特割運賃1	61,320	網→女	女→新千	新千→樽	日 当	ホテル代	夕 食	樽→新千	新千→女	女→網		
				1,050	20,100	1,910	4,800	8,400	2,000	1,910	20,100	1,050		
	苫小牧	特割運賃1	58,820	網→女	女→新千	新千→苫	日 当	ホテル代	夕 食	苫→新千	新千→女	女→網		
				1,050	20,100	660	4,800	8,400	2,000	660	20,100	1,050		
	室蘭	特割運賃1	61,740	網→女	女→新千	新千→室	日 当	ホテル代	夕 食	室→新千	新千→女	女→網		
				1,050	20,100	2,120	4,800	8,400	2,000	2,120	20,100	1,050		
	函館	特割運賃1	87,460	網→女	女→新千	新千→函	特急料金 100キロ超	日 当	ホテル代	夕 食	特急料金 100キロ超	函→新千		
				1,050	20,100	5,630	2,950	7,200	16,800	4,000	2,950	5,630		
				新千→女	女→網									
				20,100	1,050									
地	旭川		32,320	・JRバックが取れなかった場合										
				網→旭	特急料金 100キロ超	日 当	ホテル代	夕 食	特急料金 100キロ超	旭→網				
				5,610	2,950	4,800	8,400	2,000	2,950	5,610				
	釧路		23,340	・JRバックが取れなかった場合										
				網→釧路	100キロ超	日 当	ホテル代	夕 食	釧路→網	100キロ超				
				4,070	4,800	8,400	2,000	4,070						
	帯広		25,540	網→北見	北見→陸別	陸別→帯広	日 当	ホテル代	夕 食	帯広→陸別	陸別→北見	北見→網		
				JR	バス	バス	4,800	8,400	2,000	2,300	1,580	1,290	JR	
				1,290	1,580	2,300								
	北見		2,580	・日帰りJRの場合(留辺蘂町以外日当は出ない)										
			網→北見	北見→網										
			1,290	1,290										
	根室		29,060	・JRバックが取れなかった場合										
				網→釧	釧→根室	日 当	ホテル代	夕 食	根室→釧	釧→網走				
				298.7Km			4,800	8,400	2,000	298.7Km				
				6,930		4,800	8,400	2,000	6,930					
	紋別		15,200	・バスなし 公用車利用										
			日 当	ホテル代	夕 食									
			4,800	8,400	2,000									
	稚内		45,700	・JR										
				網→稚内	特急料金 網→旭	特急料金 旭→稚	日 当	ホテル代	夕 食	特急料金 稚→旭	特急料金 旭→網	網→稚内		
				9,350	2,950	2,950	4,800	8,400	2,000	2,950	2,950	9,350		
用 務 地	東 京 2泊3日 (直行便)	往復割運賃	93,140	網→女	女→羽田	羽田→品川	日 当	ホテル代	夕 食	品川→羽田	羽田→女	女→網		
				1,050	26,490	airdo往復割	330	8,400	25,000	4,000	330	26,490	1,050	

※旅費請求早見表より引用

2. 燃料費

(税別価格)

ガソリン (レギュラー)	1 6 4 円
軽 油	1 5 3 円
軽油 (除雪センター)	1 4 8 円
A 重 油	1 0 9 円
A重油 (エコセンター・体育館)	1 0 8 円
灯 油	1 1 2 円

車両購入に係る予算要求基準

(適用車両)

1. 本基準は、一般車両に対し適用する。

(更新年数)

2. 更新する車両の対象は、初年度登録から軽自動車で 15 年、小型乗用車で 17 年を経過した車両とする。ただし、財政課長が下記の基準に該当すると事前に認める場合は予算要求ができるものとする。

(1) 走行に著しい支障をきたしている場合

(2) 更新により、減車が行われる場合

(購入車両)

3. 購入する車両は次の基準とする。

(1) 軽自動車を基本とする。

(2) 軽自動車では業務に支障があると認められる場合は小型貨物車 (バン) とする。

(3) 上記により難しい場合は、小型乗用車とする。

(4) 作業車両は、業務に応じて軽トラック又は軽貨物とする。

(5) EV軽・自動車は全庁的に調整の上、判断する。

(予算要求限度額と仕様)

4. 購入車両に係る予算要求の限度額と仕様は、次のとおりとする。

種類	駆動	予算要求限度額 (千円)	参考車種
軽自動車	2WD	1, 200	ダイハツ・ミライース、 スズキ・アルトエコ
	4WD	1, 350	
EV 軽自動車	2WD	3, 000	日産サクラ、三菱 EK クロス EV
EV 自動車	4WD	4, 500	トヨタ・プリウス 三菱エクリプスクロス
小型貨物車 (バン)	2WD	2, 150	トヨタ・プロボックス、 日産・NV150 AD
	4WD	2, 300	
小型乗用車	2WD	2, 800	トヨタ・カローラフィールダー スバル・インプレッサ
	4WD	3, 000	
軽トラック	4WD	1, 400	ダイハツ・ハイゼットトラック、 スズキ・キャリイ
軽貨物	4WD	1, 500	ダイハツ・ハイゼットカーゴ、 スズキ・エブリイ

※ 要求限度額は、タイヤ等付属品、衝突安全装置、ドライブレコーダー、諸経費を含めた額である。

※ なお、一般会計の車両に係る重量税及び自賠責保険料は財政課管財係の予算となるため、これを除く。